

## 独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 ～ 第14条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）附則第13条の規定による医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（本項において「旧機構」という。）の解散に伴い、旧機構の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者の第9条第2項の在職期間の算定については、旧機構の役員であった期間を機構の役員の在職期間とみなす。</p> <p><u>3 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、常勤の役員に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p><u>(1) 俸給 当該役員の俸給の月額に100分の9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 特別調整手当 当該役員の特別調整手当の月額に、支給減額率を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 特別手当 当該役員の特別手当の額に、支給減額率を乗じて得た額</u></p> <p>4 <u>平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、非常勤の役員に対する次の各号に掲げる期間の給与の支給に当たっては、当該給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p><u>(1) 平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間 当該役員の非常勤役員手当の月額に支給減額率を乗じて得た額に3を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間 当該役員の非常勤役員手当の月額に支給減額率を乗じて得た額</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>第1条 ～ 第14条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）附則第13条の規定による医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（本項において「旧機構」という。）の解散に伴い、旧機構の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者の第9条第2項の在職期間の算定については、旧機構の役員であった期間を機構の役員の在職期間とみなす。</p>

附 則（平成 24 年 3 月 29 日 24 規程第 7 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 6 月に支給する特別手当の額は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この規程により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
  - （1）平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に役員となった者にあつては、役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - （2）平成 23 年 6 月 1 日及び平成 23 年 12 月 1 日において役員であった者に同月に支給された特別手当の額にそれぞれ 100 分の 0.37 を乗じて得た額
  - （3）平成 24 年 4 月及び同年 5 月に支給された俸給の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
  - （4）平成 24 年 4 月及び同年 5 月に支給された特別調整手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 3 前項の規定により減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 24 年 6 月 1 日 24 規程第 19 号）

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日 24 規程第 7 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 6 月に支給する特別手当の額は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この規程により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
  - （1）平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に役員となった者にあつては、役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - （2）平成 23 年 6 月 1 日及び平成 23 年 12 月 1 日において役員であった者に同月に支給された特別手当の額にそれぞれ 100 分の 0.37 を乗じて得た額